

# HADANO MEISUI ROTARY CLUB WEEKLY

例会場 秦野市平沢 2550-1 秦野商工会議所内 TEL(0463)81-1355

事務所 秦野市平沢 2550-1 秦野商工会議所内 TEL(0463)81-1355

例会日 毎週木曜日 12時30分～13時30分

会長 諸星常平 幹事瀬戸誠 会報委員長 西村隆之



奉仕を通じて

## 平和を

2012年～2013年度国際ロータリー会長  
田中 作次

第1323回例会 2013年1月31日(木)(晴)

司会 飯田隆明副幹事

点鐘 諸星常平会長

合唱 「奉仕の理想」(木村眞澄さん)

提唱 「四つのテスト」(高橋幸雄君)

ビジター紹介 久保谷 勤君(秦野)

祝誕生記念日 <会員>兒玉君(2/4) 北村さん(2/6)

[例会変更] 秦野

[本日の配布物] 「ロータリーの友」「抜萃のつづり」「米山記念奨学確定申告領収書」「2012～2013年度半期決算書」「ロータリー財団確定申告用寄付金領収書」

### スマイル報告

- 先週、会員増強についてのお願いがありましたが、後半、3名の増強が出来ればと思います。また、フォーラムを多く開いてほしいとの声が何名かからあり、できるかぎり開催したいと思います

### 幹事報告

[週報受理] 川崎 茅ヶ崎

[受付文書]

- 秦野市教育委員会より 第3回親子川柳大会の入賞作品について

表彰式 2/2(土) 11:00～

会場 秦野市文化会館 第一會議室

集合時間 10:00

- 国際ロータリーニ日本事務局経理室より、2013年2

月のレートのお知らせ 1ドル=88円

- 熊平製作所より「抜萃のつづり」

- 久保谷 勤君(秦野) 「お世話になります」
- 諸星常平君 「早いもので一月も終わりです。2月、花粉が心配です」
- 桐山晃忠君 「いよいよスギ花粉がやってきました。スギ花粉に負けず、ロータリーを盛り上げましょう！」
- 北村まり子さん 「誕生日ありがとうございます」
- 高橋修平君 「本日、朝7時、本町幸町地区にセブンイレブン2号店をオープンしました（業務連絡です）」
- 小清水正義君 「スマイルします」
- 諸星道治君 「スマイルします」
- 淀脇美代子さん 「今年もあっという間に1ヶ月が過ぎてしまいました。歳のせいでしょうか…？スマイルします」
- 山田 悟君 「スマイルします」
- 三留文雄君 「本日もスマイルありがとうございます」
- 前 肇君 「本日、早退させて頂きます」

合計 23,000円

会員数	41名
出席数	35名
出席率	85.37%
前々回 の修正	100%

メークアップ	
--------	--

本日の プログラム	2月7日 ○ 卓話 高橋(修)君 ○ 理事会
--------------	------------------------------

次週の プログラム	2月14日 ○ クラブフォーラム (IMに向けて)
--------------	---------------------------------

## 委員会報告

### ○ 会員増強委員会 古谷スミ子委員長

先週お願い致しました“増強ファイル”的提出をお願い致します。会長の目標、を半期で3名以上の増強を目指したいと思います。候補者の紹介を宜しくお願い致します。

### ○ プログラム委員会 大津俊彦委員長

2/7(木) 卓話 高橋(修)君

理事会

2/14(木) クラブフォーラム(IMに向けて)

2/21(木)→23(土) 第7グループIM

2/28(木) 卓話 北村(俊)君

※2月23日(土)のIMについて

バスを運行します。

11:00 秦野商工会議所 発

11:15 秦野駅南口

## ◇ 2012~13年度半期決算報告 ◇

### ○ 飯田隆明会計より

・一般会計

・スマイル会計

以上、報告がありました。

## 卓話

### 「労災とは」

加藤一也君



アルジェリアでテロ事件が起き、私たちもびっくりしていますが、「日揮の社員、亡くなられた方には労災が出るの?」という質問を先週され、私は即答が出来ませんでしたので、海外派遣の労災や労災とは、をお話しさせて頂きます。

まず、同サイトは労働者災害補償保険の略です。原則、代表者(取締役)には労災は適用されません。しかし、特別加入制度があります。

第一種特別加入・・・事業主、取締役等

第二種特別加入・・・一人親方その他の自営者

及び特定作業従事者

第三種特別加入・・・海外派遣者

アルジェリアの件は第三種特別加入に属しますが、労災認定基準については、

① 業務遂行者(労働者が使用者の支配下、管理下にある状態)

② 業務起因性(業務に内在する危険有害性が現実化したと経験則上認められること)

まず、海外の「出張」か「派遣」かによりますが、「出張」の場合は国内の労災が適用されます。「派遣」の場合、もちろん特別加入をしていなければ労災認定はなく、特別加入をしていたならば、若干の差はあるとしても国内の判断基準と同じに処理されます。論点となるのは、派遣場所がテロの行われる等の紛争地域であると会社が認識したうえで派遣したかどうかです。認識して派遣したのなら会社に責任があり、労災と認められる可能性が高いです。もし紛争地域ではない突発的な事故(一般人も巻き込まれた)や、天災(台風、津波)による事故であるならば、認められないと思います。また、予想できない政変(クーデター等)による事故については認められません。これは、会社も危険地域との認識がなかったと解される為です。

個人的見解として、確かに第三者の犯罪行為については業務の起因性がないと思うが、日揮はアルジェリアの政情不安を認識していたはずであると思う。実際に隣国マリでは内戦が始まっている、派遣労働者の一人は「行きたくない」と言っていたと記事に書いてあった。これらを考えると労働局が言っていた「企業が危険を承知したうえで労働者を派遣したことによる被災だと判断したい。よって労災認定は降りる可能性が高いと考えます。

労災には“業務災害”と“通勤災害”があります。

① 業務災害

労働者の業務上の負傷、疾病、障害、または死亡をいいます。

② 通勤災害

労働者の通勤に寄る負傷、疾病、障害、または死亡を言います。(家の玄関を出たところから、会社に入るまでを言います。帰りにスーパーで買い物をした場合、スーパー内の事故は認められないが、スーパーを出てから家までは認められる)

一般的な事故が起きると、監督省より改善命令が出されます。ロータリーでの活動時の事故は労災ではありません。